

指令央整第1354号の5

邑智郡美郷町乙原167番地1  
大五建設 株式会社  
代表取締役 尾崎 康治 様

令和3年5月11日付けで申請のあった岩石の採取計画については、採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定に基づき、次のとおり認可します。

令和3年5月26日

島根県県央県土整備事務所長



1 岩石採取場の区域

所在地 島根県大田市三瓶町野城字小ブケ イ605番1 外1筆  
面積 6,846 m<sup>2</sup> (うち採取区域面積 4,775 m<sup>2</sup>)

2 採取をする岩石の種類及び数量

岩石名 風化花こう岩  
数量 106,780 t

3 採取の期間

令和3年5月26日から  
令和4年5月25日まで

4 その他

- ① この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、採石法第39条第1項の規定により、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。
- ② この処分については、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第50条の規定により、上記の裁定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができます。
- ③ 上記②の裁定の取消しの訴えについては、その裁定書の正本が到達した日の翌日から起算して60日以内に公害等調整委員会を被告として東京高等裁判所に提起することができます。